

廃棄物対策審議会議事録

会議名	平成 31 年度第 1 回廃棄物対策審議会
日 時	平成 31 年 4 月 24 日（水） 13 時 30 分～15 時 00 分
場 所	リサイクルプラザ・プラザ館 2 階 研修室 3
出席委員	稲葉委員、高橋委員、荒木委員、佐藤委員、羽田野委員、松井委員、 恵良委員、須賀委員、鈴木委員、秋谷委員、橋本委員
欠席委員	中村委員、山下委員
会長	稲葉委員
事務局	田中環境部長、大島環境部次長、伊原クリーンセンター所長、金子副所 長、佐々木副所長、石田副所長、鈴木収集・リサイクル係長、宮崎管理 計画係副主査、片浦管理計画係副主査、横井管理計画係主任主事、水落 管理計画係主事
傍聴人	3 人
議 題	1 一般廃棄物処理手数料の見直しについて 2 その他
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 31 年度「第 1 回流山市廃棄物対策審議会」次第</li> <li>・席次表</li> <li>・資料 1 一般廃棄物（ごみ）処理手数料の考え方（案）</li> <li>・参考資料 平成 31 年 3 月 14 日廃棄物対策審議会での主な御意見と市 の考え方</li> </ul>
議事要旨	別紙のとおり

## 議事要旨

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会（13時30分）</li> <li>・会長あいさつ</li> <li>・議題             <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般廃棄物処理手数料の見直しについて</li> <li>2 その他</li> </ol> </li> <li>・閉会（15時00分）</li> </ul>
金子副所長	<p>定刻となりましたので、ただいまから平成31年度「第1回流山市廃棄物対策審議会」を開会いたします。</p> <p>進行を務めさせていただきます、クリーンセンター副所長の金子と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は傍聴される方がおられますので、傍聴に当たっての注意事項を申し上げます。まず、傍聴される方は「流山市審議会等の委員の選任及び会議の公開等に関する指針第10条」に基づき、発言等はできませんので、静粛に傍聴してください。また、撮影や録音等もできませんのでご注意ください。これに従わない場合には退席をお願いする場合がありますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは会議を始めますが、その前に4月の人事異動により、職員の異動がありましたので、対象者のみ紹介させていただきます。</p> <p>～対象職員自己紹介～</p> <p>それでは会議に先立ちまして稲葉会長からごあいさつをお願いいたします。</p>
稲葉会長	～あいさつ～
金子副所長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に本日の資料の確認をさせていただきます。</p> <p>～配付資料確認～</p> <p>それでは、これより本日の議事に入ります。</p> <p>ここからの進行は稲葉会長にお願いします。</p>
稲葉会長	<p>本日の出席委員11名です。</p> <p>従いまして、「流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則」第4条第2項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>それでは議事に入ります。議題1「一般廃棄物処理手数料の見直しについて」、事務局より説明をお願いします。</p>
佐々木副所長	～資料1 一般廃棄物(ごみ)処理手数料の考え方(案)、参考資料 平成31年3月14日廃棄物対策審議会での主な御意見と市の考え方 について説明～
稲葉会長	ありがとうございました。資料1、参考資料について、御意見、御質問等をいただきたいと思っております。
羽田野委員	<p>森のまちエコセンターに剪定枝を持ち込む際の手数料について、前回の審議会では200円という案だったのですが、今回は300円になっています。この理由を教えてくださいませんか。資源化を推進する意味で森のまちエコセンターは200円というふうな議論できていたと思っております。</p> <p>また、私はシルバー人材センターで剪定をやっているのですが、剪定枝は森のまちエコセンターに持ち込むのですが、シルバー人材センターでは、剪定枝の処理料を剪定費用に含めるのではなく、別途、処理料として、お客様からいただ</p>

	<p>いています。この費用が3倍近くになると、シルバーに頼む料金が上がったというような誤解が生じないか、少し心配になってきました。剪定枝以外の一般廃棄物と同様に、現行の2倍程度で200円という方が、納得感があるのではないのでしょうか。</p>
佐々木副所長	<p>実は堆肥化できるのは剪定枝だけなのですが、実際には資源化できない草などもたくさん搬入されています。堆肥化できないものはすべて屋外に野積みし、堆肥ではない処理の方法で市外に搬出しているのが実態です。そのため、事業者負担していただくのもやむを得ないと考えております。</p>
羽田野委員	<p>剪定枝以外の一般廃棄物については、前回300円相当ぐらいにしようという議論はしたと思うのですが、剪定枝についての議論はなかったという認識です。前回200円という案だったので、他の一般廃棄物と同様に約2倍というふうに思っていたのですが。</p>
石田副所長	<p>実際には他市からの持ち込みが発生しています。今回、基本的な考え方の中に書かせていただいているのですが、他市からの流入が発生しないようにという意味合いもあります。森のまちエコセンターでは、事業者による搬入の際、発生場所の確認をしています。疑わしい場合は、剪定を依頼した市民に電話をして、実際にそういった契約をしたかを確認しています。例えば野田市の南部などは、野田市の施設よりも流山市の施設の方が近いですし、手数料も安いので、他市からの流入防止の意味もあり、この値段にさせていただきました。</p>
田中部長	<p>野田市の事業系の剪定枝の処理手数料は10kg当たり270円＋消費税相当額なので、それを基準にしたということです。</p>
金子副所長	<p>補足をしますと、流山市以外は、ほとんど予約制です。また、1日に搬入できる量も決められています。ですので、事業者の立場に立つと、流山が一番搬入しやすい状況です。このような背景もあり、流入防止の観点で設定させていただきました。</p>
稲葉委員	<p>今ご説明いただいた状況は分かるのですが、そのような理由が資料に書かれていないと、理解するのが難しいと思いますので、必要情報は入れていただくようお願いいたします。</p>
田中部長	<p>実際に剪定事業者がいくらいただいているのかは分かりませんが、おそらく処理費用より人件費等のその他の費用の方が大きい金額だと思います。仰るとおり、処理料は高くなりますので、我々も気になりますけれども、全体の額が3倍になったりすることは考えにくいと思っています。</p>
稲葉会長	<p>一つ一つの事業者について議論していくのは難しいのですが、どのような事業者についても、説明が必要だと思いますので、実際の伝え方というのは工夫していただきたいと思います。</p>
鈴木委員	<p>前回の審議会後、商工会議所の会議でこのことを申し上げましたら、ある委員から、事業系ばかり負担が多くなるのはいかかという意見が出ました。事業者が許可業者に収集を依頼する場合、処理費だけでなく、運搬費や人件費も一緒に加算される可能性があるのではないかと懸念しています。そうして上がった場合、事業系ごみが集団回収の方に流れる可能性もあると思います。</p>
石田副所長	<p>ごみ処理手数料が上がった場合、事業者もごみ減量の努力をしたいと思います。そうすると、許可業者が扱うごみの量は減ります。もちろん処理費は加算されると思いますが、実際の作業に要する費用を値上げするというのは、考え</p>

	<p>づらいことだと思っています。</p> <p>事業系ごみが集団回収の方に流れることは絶対あってはいけないことです。例えば、許可業者の場合ですと、2年に1回必ず許可更新があります。その際、法令等の順守についても、研修のような形でやらせていただいているので、そういった説明、講習等を行っていきたいと思います。</p>
稲葉会長	<p>ご説明はしっかりやっていただきたいと思います。</p> <p>資料1の4ページ下の表なのですが、事業者による森のまちエコセンターへの持ち込みについて、改正前の料金はクリーンセンターと同額だったでしょうか。</p>
佐々木副所長	<p>ご指摘のとおり、改正前の方はクリーンセンターと森のまちエコセンターで手数料が異なりますので、修正します。</p>
稲葉会長	<p>もう一度確認させていただきたいのですが、森のまちエコセンターの手数料を前は200円と提案していたのを、300円に変更した理由は、どのようなことでしょうか。</p>
田中部長	<p>前回までは資料1の「料金改定の基本的な考え方」の④に、「誘導することが重要であり、その手段として」と入れておりました。これは、剪定枝等について、クリーンセンターではなくて、森のまちエコセンターに搬入していただきたいので、料金を下げていました。ところが、我々の方針として、剪定枝等の持ち込みは、森のまちエコセンターのみというふうに決定をしたものですから、値段による誘導の必要性が無くなりました。</p> <p>また、森のまちエコセンターでは、規模の関係から全部の剪定枝を堆肥化できるわけではなく、最終処分やチップ化なども考えなければなりません。そのような費用も必要ですので、他の一般廃棄物と料金を統一しました。</p> <p>それと同時に野田市の堆肥センターでも今年の4月から料金改定をして、事業者は10kg当たり270円＋消費税相当額に変更していますので、流入の防止という意味もあります。</p>
佐々木副所長	<p>野田堆肥センターでは、樹木医が所属するNPO法人に業務委託をされていて、堆肥化できる枝かを判断して、不可の場合は持ち帰っていただくことを厳しくやっています。</p>
稲葉会長	<p>そういう方がいないと、受け入れの制御は難しいということですね。</p>
佐々木副所長	<p>流山市の現状としては、受付はシルバー人材センターに委託をしています。判断しにくいものは市職員が判断するのですが、樹種の判断までは難しく、根ではないか、土がついてしまっていないか、そういった基準で判断しているのが実態です。</p>
羽田野委員	<p>先ほど会長がご指摘された資料1の4ページの表なのですが、クリーンセンターと森のまちエコセンターを別々に提示した方が分かりやすいと思います。森のまちエコセンターの方は約3倍近くになるということを知りやすく見せて、パブリックコメントを求めた方がいいと思います。</p>
高橋委員	<p>やはり2倍なり、3倍なりになるというのは、事業者から多少なりとも反発が出てくると思います。受益者負担という考え方はもともとで、それは理解できるのですが、私が事業者だったら、疑問に感じると思います。ですので、野田市が受け入れの制限をかけているなど、近隣市の情報などももう少し提示する必要があると感じます。</p>

稲葉会長	<p>4月になって新たに出てきた状況もあると思うのですが、それも含め、審議会やパブリックコメントの資料として示していただければと思います。</p> <p>まとめとして、事務局案について、一定の理解はいただいていると思いますが、審議会としては、もう少し情報を丁寧に示していただいた上で、再度確認させていただくのがいいと思います。</p>
松井委員	<p>私は高橋委員と少し違う考えなのですが、直近の手数料改定から10年経っていますので、私は2倍になってもやむを得ないのではないかと考えます。</p>
高橋委員	<p>質問なのですが、処理手数料というのは、消費税等の税率が変わった場合、どのようになるのでしょうか。</p>
田中部長	<p>流山市の場合には、300円というのは、消費税相当分を付加した金額になります。来年4月の施行を予定していますので、消費税10%分を加味した金額となっております。</p>
稲葉会長	<p>税との関係を分かりやすく示した資料をご用意いただければと思います。</p> <p>議題1については、これで終わりにさせていただきます。</p> <p>次に議題2 その他 について事務局からご説明があれば、お願いします。</p>
伊原所長	<p>次回の審議会は、今回いただいた御意見、特により詳しい情報を提示した方がよいという話がありましたので、資料をご用意して、もう一度、手数料の見直しについて、御審議いただきたいと思います。その後、可能であれば、答申の案についてご提示できればと考えております。</p>
荒木委員	<p>すみません。一つだけ。資料1の「料金改定の基本的な考え方」①の一行目「ごみ処理経費から割り出した額を基に近隣市とのバランス等を加味して算出し」の「算出し」は、「ごみ処理経費から割り出した額を基に」の後ろに入れるのが適当ではないでしょうか。</p>
稲葉委員	<p>もう一度、事務局で表現を見直していただければと思います。</p>
鈴木委員	<p>3月下旬か4月上旬頃にクリーンセンターで事業者へのアンケート調査を実施されたと思います。私も回答しました。その結果はいつ頃公表できるのでしょうか。この審議会でも発表していただけるのでしょうか。</p>
石田副所長	<p>商工会議所の御協力のもと、アンケートを実施しました。対象が無作為に選出した事業所ということもあって、まだ半分も返ってきておりません。もう少し経ってから、お願いの電話をする予定です。</p>
松井委員	<p>流山市ではスプレー缶は使い切ってから排出することになっていますが、「使い切る」ということを知らない人も多いと思います。また、スプレー缶を一般の缶と同じようにリサイクルの日に出している人もいます。あと、最近は色々と新しい製品も出ているので、そのような新しい製品の捨て方も含め、正しい捨て方を市民にPRしていただきたいです。</p> <p>また、カラスによるごみの散乱が非常に多い気がしますので、広報などでPRして注意喚起することが必要だと思います。</p>
石田副所長	<p>スプレー缶については、札幌での事故もありましたので、その後、広報等で「使い切るように」という周知はさせていただきました。資源ごみに出されていることについても、毎年4月に行う集団回収の代表者会議で周知して、広報にも載せています。カラス対策も含め、今後、広報で特集を組むなどして、周知を続けていきたいと思っています。</p>
伊原所長	<p>前審議会委員の皆様にご審議いただいた流山市一般廃棄物処理基本計画と</p>

	流山市災害廃棄物処理計画の冊子が出来上がりましたので、配付いたします。ご活用ください。
事務局	～流山市一般廃棄物処理基本計画の冊子及び流山市災害廃棄物処理計画の冊子を配付～
伊原所長	次回の開催日は5月27日(月)を予定しております。時間等が確定しましたら、開催通知を送付いたします。
稲葉会長	そのほか、何もなければ、本日の審議会はこれで終了といたします。
金子副所長	以上で審議会を終了といたします。本日は、ありがとうございました。
閉会 15:00	